

(新旧対照条文一覧)

- ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)(第一条関係) 1
- 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法(平成十四年法律第九十四号)(第二条関係)※安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十六号)第三条の規定による改正後 12
- 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律(附則第四条関係) 14
- 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律(令和四年法律第七十四号)(附則第五条関係) 15

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 ガス小売事業</p> <p>第一節 事業の登録（第三条―第十二条）</p> <p>第二節 業務（第十三条―第二十条）</p> <p>第三節 ガス工作物</p> <p>第一款 技術基準への適合等（第二十一条―第二十三条）</p> <p>第二款 自主的な保安（第二十四条―第三十一条）</p> <p>第三款 工事計画及び検査（第三十二条―第三十四条）</p> <p>第三章 ガス導管事業</p> <p>第一節 一般ガス導管事業</p> <p>第一款 事業の許可（第三十五条―第四十六条）</p> <p>第二款 業務（第四十七条―第五十八条）</p> <p>第三款 会計（第五十九条・第六十条）</p> <p>第四款 ガス工作物</p> <p>第一目 技術基準への適合等（第六十一条―第六十三条）</p> <p>第二目 自主的な保安（第六十四条―第六十七条）</p> <p>第三目 工事計画及び検査（第六十八条―第七十一条）</p> <p>第二節 特定ガス導管事業</p> <p>第一款 事業の届出（第七十二条―第七十四条）</p> <p>第二款 業務（第七十五条―第八十二条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 ガス小売事業</p> <p>第一節 事業の登録（第三条―第十二条）</p> <p>第二節 業務（第十三条―第二十条）</p> <p>第三節 ガス工作物</p> <p>第一款 技術基準への適合等（第二十一条―第二十三条）</p> <p>第二款 自主的な保安（第二十四条―第三十一条）</p> <p>第三款 工事計画及び検査（第三十二条―第三十四条）</p> <p>第三章 ガス導管事業</p> <p>第一節 一般ガス導管事業</p> <p>第一款 事業の許可（第三十五条―第四十六条）</p> <p>第二款 業務（第四十七条―第五十八条）</p> <p>第三款 会計（第五十九条・第六十条）</p> <p>第四款 ガス工作物</p> <p>第一目 技術基準への適合等（第六十一条―第六十三条）</p> <p>第二目 自主的な保安（第六十四条―第六十七条）</p> <p>第三目 工事計画及び検査（第六十八条―第七十一条）</p> <p>第二節 特定ガス導管事業</p> <p>第一款 事業の届出（第七十二条―第七十四条）</p> <p>第二款 業務（第七十五条―第八十二条）</p>

第三款 会計（第八十三条）

第四款 ガス工作物に係る規定の準用（第八十四条）

第三節 導管の接続に係る努力義務等（第八十五条）

第四章 ガス製造事業

第一節 事業の届出（第八十六条―第八十八条）

第二節 業務（第八十九条―第九十四条）

第三節 会計（第九十五条）

第四節 ガス工作物

第一款 技術基準への適合（第九十六条）

第二款 自主的な保安（第九十七条―第一百条）

第三款 工事計画及び検査（第一百一条―第一百四条）

第五章 ガス事業以外のガスの供給等の事業（第一百五条・第一百六条）

第六章 ガスの使用制限等（第一百六条の二・第一百六条の三）

第七章 あつせん及び仲裁（第一百七条・第一百八条）

第八章 指定試験機関及び登録ガス工作物検査機関

第一節 指定試験機関（第九条―第二十二条）

第二節 登録ガス工作物検査機関（第二十三条―第三十条）
（六条）

第九章 ガス用品

第一節 定義（第三十七条）

第二節 販売及び表示の制限（第三十八条・第三十九条）
（）

第三節 事業の届出等（第四十条―第四十九条）

第四節 検査機関の登録（第五十条―第五十二条）

第五節 国内登録ガス用品検査機関（第五十三条・第一百五

第三款 会計（第八十三条）

第四款 ガス工作物に係る規定の準用（第八十四条）

第三節 導管の接続に係る努力義務等（第八十五条）

第四章 ガス製造事業

第一節 事業の届出（第八十六条―第八十八条）

第二節 業務（第八十九条―第九十四条）

第三節 会計（第九十五条）

第四節 ガス工作物

第一款 技術基準への適合（第九十六条）

第二款 自主的な保安（第九十七条―第一百条）

第三款 工事計画及び検査（第一百一条―第一百四条）

第五章 ガス事業以外のガスの供給等の事業（第一百五条・第一百六条）
（新設）

第六章 あつせん及び仲裁（第一百七条・第一百八条）

第七章 指定試験機関及び登録ガス工作物検査機関

第一節 指定試験機関（第九条―第二十二条）

第二節 登録ガス工作物検査機関（第二十三条―第三十条）
（六条）

第八章 ガス用品

第一節 定義（第三十七条）

第二節 販売及び表示の制限（第三十八条・第三十九条）
（）

第三節 事業の届出等（第四十条―第四十九条）

第四節 検査機関の登録（第五十条―第五十二条）

第五節 国内登録ガス用品検査機関（第五十三条・第一百五

十四条)

第六節 外国登録ガス用品検査機関(第一百五十五条・第二百五十六条)

第七節 災害防止命令(第五十七条)

第十章 雑則(第五十八条―第九十一条)

第十一章 罰則(第九十二条―二百七条)

附則

(供給条件の説明等)

第十四条 ガス小売事業者及びガス小売事業者が行う小売供給に関する契約(以下「小売供給契約」という。)の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(第六十条の三を除き、以下「ガス小売事業者等」という。)は、小売供給を受けようとする者(ガス事業者である者を除く。以下この条において同じ。)と小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。

2・3 (略)

第六章 ガスの使用制限等

(液化天然ガスの調達の要請)

第六十条の二 経済産業大臣は、ガスの安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、ガスの製造の用に供する液化天然ガスの調達が特に必要であり、かつ、独立行

十四条)

第六節 外国登録ガス用品検査機関(第一百五十五条・第二百五十六条)

第七節 災害防止命令(第五十七条)

第九章 雑則(第五十八条―第九十一条)

第十章 罰則(第九十二条―二百七条)

附則

(供給条件の説明等)

第十四条 ガス小売事業者及びガス小売事業者が行う小売供給に関する契約(以下「小売供給契約」という。)の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下「ガス小売事業者等」という。)は、小売供給を受けようとする者(ガス事業者である者を除く。以下この条において同じ。)と小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。

2・3 (略)

(新設)

(新設)

政法人エネルギー・金属鉱物資源機構以外の者による調達を困難とする特別の事情があると認めるときは、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に対し、当該液化天然ガスの調達を要請することができる。

(ガスの使用制限等)

第六百六条の三 経済産業大臣は、ガスの需給の調整を行わなければガスの供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者若しくは一般ガス導管事業者（以下この条において「ガス小売事業者等」という。）からガスの供給を受ける者に対し、その使用するガスの量の限度を定めて、ガス小売事業者等が供給するガスの使用を制限すべきこと又はガス小売事業者等から新たにガスの供給を受けようとする者に対し、新たに供給を受けるガスの量の限度を定めて、ガス小売事業者等から新たにガスの供給を受けることを制限すべきことを命じ、又は勧告することができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等からガスの供給を受ける者に対し、ガス小売事業者等が供給するガスの使用の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第七章 あつせん及び仲裁

第八章 指定試験機関及び登録ガス工作物検査機関

(新設)

第六章 あつせん及び仲裁

第七章 指定試験機関及び登録ガス工作物検査機関

第九章 ガス用品

第十章 雑則

第十一章 罰則

第九十四條 第三十五條の許可を受けないで一般ガス導管事業を営んだときは、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十五條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四十四條第一項の許可を受けないで一般ガス導管事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。
- 二 第四十七條第一項又は第七十五條の規定に違反してガスの供給を拒んだとき。

第九十六條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条の規定に違反してガス小売事業を営んだとき。
- 二 第十七條第一項の規定に違反してその名義を他人にガス小売事業のため利用させたとき。
- 三 第十七條第二項の規定に違反してガス小売事業を他人にそ

第八章 ガス用品

第九章 雑則

第十章 罰則

第九十四條 第三十五條の許可を受けないで一般ガス導管事業を営んだ者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四十四條第一項の許可を受けないで一般ガス導管事業の全部又は一部を休止し、又は廃止した者
- 二 第四十七條第一項又は第七十五條の規定に違反してガスの供給を拒んだ者

第九十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条の規定に違反してガス小売事業を営んだ者
- 二 第十七條第一項の規定に違反してその名義を他人にガス小売事業のため利用させた者
- 三 第十七條第二項の規定に違反してガス小売事業を他人にそ

の名において経営させたとき。

四 第五十四条の二又は第八十条の二の規定に違反してガス小売事業又はガス製造事業を営んだとき。

五 第三十四条(第五十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査又は適合性検査の業務の停止の命令に違反したとき。

六 第三十八条第一項の規定に違反したとき。

七 第三十九条の規定に違反して表示を付したとき。

八 第四十九条(第一号に係る部分に限る。)の規定による禁止に違反したとき。

九 第五十七条の規定による命令に違反したとき。

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第二項、第二十条第一項から第三項まで、第四十九条第五項、第四十八条第七項若しくは第十二項、第四十九条第三項若しくは第四項、第五十一条第三項、第五十四条第二項、第五十四条の四第三項、第五十四条の五第五項、第五十四条の六第二項、第五十四条の七第二項、第五十五条第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)、第五十七条第一項若しくは第二項、第七十二条第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)、第七十六条第四項、第七十七条第三項若しくは第四項、第八十条第二項、第八十条の四第三項、第八十条の五第四項、第八十条の六第二項、第八十条の七第二項、第八十二条、第八十九条第三項若しくは第五項、第九十二条第二項又は第九十四条の規定による命令に違

の名において経営させた者

四 第五十四条の二又は第八十条の二の規定に違反してガス小売事業又はガス製造事業を営んだ者

五 第三十四条(第五十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査又は適合性検査の業務の停止の命令に違反した者

六 第三十八条第一項の規定に違反した者

七 第三十九条の規定に違反して表示を付した者

八 第四十九条(第一号に係る部分に限る。)の規定による禁止に違反した者

九 第五十七条の規定による命令に違反した者

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第二項、第二十条第一項から第三項まで、第四十九条第五項、第四十八条第七項若しくは第十二項、第四十九条第三項若しくは第四項、第五十一条第三項、第五十四条第二項、第五十四条の四第三項、第五十四条の五第五項、第五十四条の六第二項、第五十四条の七第二項、第五十五条第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)、第五十七条第一項若しくは第二項、第七十二条第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)、第七十六条第四項、第七十七条第三項若しくは第四項、第八十条第二項、第八十条の四第三項、第八十条の五第四項、第八十条の六第二項、第八十条の七第二項、第八十二条、第八十九条第三項若しくは第五項、第九十二条第二項又は第九十四条の規定による命令に違

反したとき。

二 第二十一条第三項、第六十一条第三項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第九十六条第三項の規定による命令又は処分に違反したとき。

三 第二十五条第一項（第百五条において準用する場合を含む。）、第六十五条第一項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第九十八条第一項の規定によるガス主任技術者を選任しなかつたとき。

四 第四十七条第二項の規定に違反してガスの供給を拒んだとき。

五 第四十八条第三項、第四十九条第二項、第七十六条第三項又は第七十七条第二項の規定に違反してガスを供給したとき。

六 第八十九条第二項の規定に違反してガス受託製造を行つたとき。

第二百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項の規定に違反して第四条第一項第三号から第五号までに掲げる事項を変更したとき。

二 第十八条、第二十三条、第五十二条、第六十三条、第七十八条又は第九十一条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつたとき。

三 第二十一条第二項（第百五条において準用する場合を含む。）、第六十一条第二項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第九十六条第二項の規定による命令又

反した者

二 第二十一条第三項、第六十一条第三項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第九十六条第三項の規定による命令又は処分に違反した者

三 第二十五条第一項（第百五条において準用する場合を含む。）、第六十五条第一項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第九十八条第一項の規定によるガス主任技術者を選任しなかつた者

四 第四十七条第二項の規定に違反してガスの供給を拒んだ者

五 第四十八条第三項、第四十九条第二項、第七十六条第三項又は第七十七条第二項の規定に違反してガスを供給した者

六 第八十九条第二項の規定に違反してガス受託製造を行つた者

第二百条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項の規定に違反して第四条第一項第三号から第五号までに掲げる事項を変更した者

二 第十八条、第二十三条、第五十二条、第六十三条、第七十八条又は第九十一条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者

三 第二十一条第二項（第百五条において準用する場合を含む。）、第六十一条第二項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第九十六条第二項の規定による命令又

は処分に違反したとき。

- 四 第三十二条第五項（第一百五條において準用する場合を含む。）、第六十八條第五項（第八十四條第一項において準用する場合を含む。）又は第一百一條第五項の規定による命令に違反してガス工作物の設置又は変更の工事をしたとき。
- 五 第三十三條第一項、第六十九條第一項（第八十四條第一項において準用する場合を含む。）又は第一百二條第一項の規定に違反してガス工作物を使用したとき。
- 六 第四十一條第一項、第五十五條第七項又は第七十二條第七項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 七 第四十一條第三項、第五十五條第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第七十二條第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 八 第五十一條第二項の規定に違反してガスを供給したとき。
- 九 第五十五條第一項又は第七十二條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして特定ガス導管事業を営んだとき。
- 十 第五十五條第二項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第七十二條第二項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第八十六條第二項の規定に違反して添付書類を提出せず、又は添付書類に虚偽の記載をして提出したとき。
- 十一 第八十五條第三項又は第八十六條の三第一項の規定による命令に違反したとき。
- 十二 第八十六條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしてガス製造事業を営んだとき。

は処分に違反した者

- 四 第三十二条第五項（第一百五條において準用する場合を含む。）、第六十八條第五項（第八十四條第一項において準用する場合を含む。）又は第一百一條第五項の規定による命令に違反してガス工作物の設置又は変更の工事をした者
- 五 第三十三條第一項、第六十九條第一項（第八十四條第一項において準用する場合を含む。）又は第一百二條第一項の規定に違反してガス工作物を使用した者
- 六 第四十一條第一項、第五十五條第七項又は第七十二條第七項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 七 第四十一條第三項、第五十五條第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第七十二條第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 八 第五十一條第二項の規定に違反してガスを供給した者
- 九 第五十五條第一項又は第七十二條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして特定ガス導管事業を営んだ者
- 十 第五十五條第二項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第七十二條第二項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第八十六條第二項の規定に違反して添付書類を提出せず、又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者
- 十一 第八十五條第三項の規定による命令に違反した者
- 十二 第八十六條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしてガス製造事業を営んだ者

十三 第六百六十二条の規定に違反したとき。

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第二項、第九条第一項、第十九条第一項若しくは第二項、第二十四条第一項若しくは第二項、第二十五条第二項（第五十五条において準用する場合を含む。）、第三十二条第七項若しくは第八項（これらの規定を第五十五条において準用する場合を含む。）、第三十九条第四項（第四十条第二項において準用する場合を含む。）、第四十三条第二項、第四十九条第一項、第五十一条第一項、第五十五条第十項、第五十六条第一項若しくは第二項、第六十四条第一項若しくは第二項（これらの規定を第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十五条第二項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十八条第七項若しくは第八項（これらの規定を第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第七十三条第二項、第七十四条第一項、第七十六条第一項本文（同条第二項において準用する場合を含む。）、第七十七条第一項、第八十一条第一項若しくは第二項、第八十七条第二項、第八十八条第一項、第八十九条第一項、第九十三条第一項若しくは第二項、第九十七条第一項若しくは第二項、第九十八条第二項、第一百一条第七項若しくは第八項、第一百六条、第一百三十条（第一百五十三条第二項において準用する場合を含む。）又は第六十条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十三 第六百六十二条の規定に違反した者

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第二項、第九条第一項、第十九条第一項若しくは第二項、第二十四条第一項若しくは第二項、第二十五条第二項（第五十五条において準用する場合を含む。）、第三十二条第七項若しくは第八項（これらの規定を第五十五条において準用する場合を含む。）、第三十九条第四項（第四十条第二項において準用する場合を含む。）、第四十三条第二項、第四十九条第一項、第五十一条第一項、第五十五条第十項、第五十六条第一項若しくは第二項、第六十四条第一項若しくは第二項（これらの規定を第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十五条第二項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十八条第七項若しくは第八項（これらの規定を第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第七十三条第二項、第七十四条第一項、第七十六条第一項本文（同条第二項において準用する場合を含む。）、第七十七条第一項、第八十一条第一項若しくは第二項、第八十七条第二項、第八十八条第一項、第八十九条第一項、第九十三条第一項若しくは第二項、第九十七条第一項若しくは第二項、第九十八条第二項、第一百一条第七項若しくは第八項、第一百六条、第一百三十条（第一百五十三条第二項において準用する場合を含む。）又は第六十条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十五条第一項の規定に違反して同項に規定する書面を交付せず、又は虚偽の記載若しくは表示をした書面を交付したとき。

三 第二十四条第三項、第三十一条（第五条において準用する場合を含む。）、第六十四条第三項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十七条（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第九十七条第三項、第一百条、第一百六十条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六十一条又は第七十三条第一項の規定による命令に違反したとき。

四 第三十二条第一項から第三項まで（これらの規定を第五十五条において準用する場合を含む。）、第六十八条第一項から第三項まで（これらの規定を第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第一百一条第一項から第三項までの規定に違反してガス工作物の設置又は変更の工事をしたとき。

五 第三十三条第三項、第三十四条、第六十九条第三項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第七十一条（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第一百零二条第三項、第一百四十四条又は第一百四十五条第二項の規定に違反して検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつたとき。

六 第四十八条第十三項（第五十一条第四項において準用する場合を含む。）、第五十六条第三項、第七十六条第五項、第八十一条第三項又は第八十九条第四項の規定に違反したとき。

七 第五十四条の八第二項、第八十条の八第二項又は第六百六

二 第十五条第一項の規定に違反して同項に規定する書面を交付せず、又は虚偽の記載若しくは表示をした書面を交付した者。

三 第二十四条第三項、第三十一条（第五条において準用する場合を含む。）、第六十四条第三項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十七条（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第九十七条第三項、第一百条、第一百六十条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六十一条又は第七十三条第一項の規定による命令に違反した者。

四 第三十二条第一項から第三項まで（これらの規定を第五十五条において準用する場合を含む。）、第六十八条第一項から第三項まで（これらの規定を第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第一百一条第一項から第三項までの規定に違反してガス工作物の設置又は変更の工事をした者。

五 第三十三条第三項、第三十四条、第六十九条第三項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第七十一条（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第一百零二条第三項、第一百四十四条又は第一百四十五条第二項の規定に違反して検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者。

六 第四十八条第十三項（第五十一条第四項において準用する場合を含む。）、第五十六条第三項、第七十六条第五項、第八十一条第三項又は第八十九条第四項の規定に違反した者。

七 第五十四条の八第二項又は第八十条の八第二項の規定によ

の三第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 第三百三十五条（第五百五十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して第三百三十五条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

九 第四百十条の規定による届出をする場合において虚偽の届出をしたとき。

十 第四百四十六条第一項の規定に違反して、証明書の交付を受
けず、又は証明書を保存しなかつたとき。

十一 第五百五十九条第六項の規定に違反して同項に規定する事
項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存
しなかつたとき。

十二 第三百七十一条第一項から第三項まで又は第五項の規定に
よる報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十三 第三百七十二条第一項、第二項又は第四項の規定による検
査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

る報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第三百三十五条（第五百五十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して第三百三十五条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

九 第四百十条の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

十 第四百四十六条第一項の規定に違反して、証明書の交付を受
けず、又は証明書を保存しなかつた者

十一 第五百五十九条第六項の規定に違反して同項に規定する事
項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存
しなかつた者

十二 第三百七十一条第一項から第三項まで又は第五項の規定に
よる報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十三 第三百七十二条第一項、第二項又は第四項の規定による検
査を拒み、妨げ、又は忌避した者

○独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法(第二条関係) (平成十四年法律第九十四号) ※安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十六号) 第三条の規定による改正後
(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(業務の範囲) 第十一条 (略) 2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。 一・二 (略) 三 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第一百六条の二の規定による液化天然ガスの調達を行うこと。 四 (略) 3~5 (略)</p> <p>(区分経理) 第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。 一 第十一条第一項第一号に掲げる業務(石油等及び水素に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵に係るもの)に限り、次号に掲げるものを除く。)、同項第三号に掲げる業務(石油等及び水素に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵に係るもの)に限り、次号に掲げるものを除く。)、同項第四号に掲げる業務(石油等に係るもの及び二酸化炭素の貯蔵に係るもの)に限り、次号に掲げるものを除く。)、同項第五号に掲げる業務(石油等、石炭及び地熱に係るもの)に限る。)、同項第六号に掲げ</p>	<p>(業務の範囲) 第十一条 (略) 2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。 一・二 (略) (新設) 三 (略) 3~5 (略)</p> <p>(区分経理) 第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。 一 第十一条第一項第一号に掲げる業務(石油等及び水素に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵に係るもの)に限り、次号に掲げるものを除く。)、同項第三号に掲げる業務(石油等及び水素に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵に係るもの)に限り、次号に掲げるものを除く。)、同項第四号に掲げる業務(石油等に係るもの及び二酸化炭素の貯蔵に係るもの)に限り、次号に掲げるものを除く。)、同項第五号に掲げる業務(石油等、石炭及び地熱に係るもの)に限る。)、同項第六号に掲げ</p>

る業務（石油等、石炭、地熱及び風力に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵に係るものに限る。）、同項第七号及び第八号に掲げる業務（石炭及び地熱に係るものに限る。）、同項第九号に掲げる業務（同号イに掲げる船舶の貸付けに限る。）、同項第十号から第十二号までに掲げる業務並びに同項第九号に掲げる業務（石油等、石炭及び地熱に係るものに限る。）並びにこれらに附帯する業務、同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務並びに同条第三項の業務（同条第三項第九号イに掲げる船舶の科学的調査のための貸付けに限る。）

二〇六（略）

（長期借入金及びエネルギー・金属鉱物資源債券）

第十四条 機構は、第十一条第一項第一号に掲げる業務（石油等の採取、可燃性天然ガスの液化及び貯蔵、水素の製造及び貯蔵、金属鉱物の採掘等並びに二酸化炭素の貯蔵に必要な資金に係るものに限る。）並びに同項第二号から第四号まで及び第十二号から第十四号までに掲げる業務並びに同条第二項第三号及び第四号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又はエネルギー・金属鉱物資源債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

二〇六（略）

る業務（石油等、石炭、地熱及び風力に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵に係るものに限る。）、同項第七号及び第八号に掲げる業務（石炭及び地熱に係るものに限る。）、同項第九号に掲げる業務（同号イに掲げる船舶の貸付けに限る。）、同項第十号から第十二号までに掲げる業務並びに同項第九号に掲げる業務（石油等、石炭及び地熱に係るものに限る。）並びにこれらに附帯する業務、同条第二項第一号及び第三号に掲げる業務並びに同条第三項の業務（同条第一項第九号イに掲げる船舶の科学的調査のための貸付けに限る。）

二〇六（略）

（長期借入金及びエネルギー・金属鉱物資源債券）

第十四条 機構は、第十一条第一項第一号に掲げる業務（石油等の採取、可燃性天然ガスの液化及び貯蔵、水素の製造及び貯蔵、金属鉱物の採掘等並びに二酸化炭素の貯蔵に必要な資金に係るものに限る。）並びに同項第二号から第四号まで及び第十二号から第十四号までに掲げる業務並びに同条第二項第三号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又はエネルギー・金属鉱物資源債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

二〇六（略）

○安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（附則第四条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部改正） 第四条 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。 （略） 第十一条第二項第四号中「（昭和三十九年法律第七十号）」を削り、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。 （略）</p>	<p>（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部改正） 第四条 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。 （略） 第十一条第二項第三号中「（昭和三十九年法律第七十号）」を削り、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。 （略）</p>

改正案	現行
<p>（ガス事業法の一部改正）</p> <p>第三条 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>（削る）</p> <p>第二百一条第一号中「第三十九条第四項」を「第三十四条の六（第七十一条の三、第八十四条の三及び第百四条の三において準用する場合を含む。）」、第三十四条の十一（第七十一条の三、第八十四条の三及び第百四条の三において準用する場合を含む。）」、第三十九条第四項」に改め、同条第五号中「第三十</p>	<p>（ガス事業法の一部改正）</p> <p>第三条 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第百九十四条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。</p> <p>第百九十五条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。</p> <p>第百九十六条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。</p> <p>第百九十九条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「選任しなかつた者」を「選任しなかつたとき。」に改め、同条第四号から第六号までの規定中「者」を「とき。」に改める。</p> <p>第二百条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。</p> <p>第二百一条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第三十九条第四項」を「第三十四条の六（第七十一条の三、第八十四条の三及び第百四条の三において準用する場合を含む。）」、第三十四条の十一（第七十一条の三、第八十四条の三及び第百四条の三において準用する場合</p>

四条」の下に「、第三十四条の十二第二項（第七十一条の三、第八十四条の三及び第百四条の三において準用する場合を含む。）」を加え、同号の次に次の二号を加える。

五の二 第三十四条の九（第七十一条の三、第八十四条の三及び第百四条の三において準用する場合を含む。）の規定に違反して保安規程を保存せず、又は保安規程の提出を拒んだとき。

五の三 第三十四条の十（第七十一条の三、第八十四条の三及び第百四条の三において準用する場合を含む。）の規定に違反して記録を作成せず、虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつたとき。

（削る）

合を含む。）、「第三十九条第四項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第五号中「第三十四条」の下に「、第三十四条の十二第二項（第七十一条の三、第八十四条の三及び第百四条の三において準用する場合を含む。）」を加え、「者」を「とき。」に改め、同号の次に次の二号を加える。

五の二 第三十四条の九（第七十一条の三、第八十四条の三及び第百四条の三において準用する場合を含む。）の規定に違反して保安規程を保存せず、又は保安規程の提出を拒んだとき。

五の三 第三十四条の十（第七十一条の三、第八十四条の三及び第百四条の三において準用する場合を含む。）の規定に違反して記録を作成せず、虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつたとき。

第二百一条第六号から第十三号までの規定中「者」を「とき。」に改める。